

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規則
○行政組織規則の一部を改正する規則
（人事課）
— ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十三年四月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十一号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中、「企画部に属する機関」を「震災復興・企画部に属する機関」に改める。

第九条の表企画部の項を次のように改める。

震災復興・企画部	震災復興・企画総務課、震災復興推進課、震災復興政策課、地域復興支援課
震災復興・企画部	震災復興・企画総務課、震災復興推進課、震災復興政策課、地域復興支援課、合交通対策課、統計課、情報政策課、情報産業振興室、情報システム課

第十一条市町村課の分掌事務の項第二号中、「企画部地域振興課」を「震災復興・企画部地域復興支援課」に改める。

第十二条の見出しを「震災復興・企画部各課室の分掌事務」に改め、同条中「企画部」を「震災復興・企画部」に改め、同条企画総務課の分掌事務の項中「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改め、同項第三号中「関すること」の下に「（震災復興推進課の所管に属するものを除く）」を加え、同項の次に次のように加える。

震災復興推進課

- 一 震災復興に関する総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 震災復興に関する国の機関等との連絡調整に関すること。
- 三 震災復興に関する広報その他の啓発活動に関すること。
- 第十二条政策課の分掌事務の項中「政策課」を「震災復興政策課」に改め、第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「企画総務課」を「震災復興・企画総務課」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 震災復興に関する計画に関すること。
- 第十二条地域振興課の分掌事務の項中「地域振興課」を「地域復興支援課」に改め、第十九号を第二十号とし、第五号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 市町村の震災復興に関する計画に関すること。

第二十一条の第二項の表中「企画部」を「震災復興・企画部」に改める。

第二十一条の四第一項の表企画部の項を次のように改める。

震災復興・企画部	震災復興・企画総務課	震災復興・企画部
震災復興・企画部	情報政策課	震災復興・企画部
震災復興・企画部	情報産業振興室	震災復興・企画部

第二十二條第三項の表企画・評価専門監の項中

政策課	震災復興政策課
-----	---------

同条第四項の表政策調査員の項中

企画部政策課	震災復興・企画部震災復興政策課
--------	-----------------

中「企画部政策課」を「震災復興・企画部震災復興推進課 震災復興・企画部震災復興政策課」に改める。

第三章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款 震災復興・企画部に属する機関

別表第一宮城県国土利用計画審議会の項中

地域振興課

を

地域復興支援課

に改め、同表

宮城県総合計画審議会の項中

政策課

を

震災復興政策課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。